

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		道路上に越境した樹木の所有者への措置命令	
根拠条例・規則等名		道路法	
条 項		第 7 1 条	
所 管 部 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話 : 048-829-1486)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の性質上、事案ごとに個別具体的に判断をせざるを得ないものであって、あらかじめ基準を設定することが困難であるため。)	
	設定等年月日	年 月 日 設定	年 月 日 最終改正
備 考			